

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

## 1 日 時

平成27年5月15日（金） 午前10時36分から  
午前10時49分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

嶋幸一、井上伸史、衛藤博昭、守永信幸、藤田正道、佐々木敏夫、元吉俊博

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

な し

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第3号報告のうち本委員会関係部分及び第4号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

|            |          |      |
|------------|----------|------|
| 議事課委員会班    | 課長補佐（総括） | 井上薫  |
| 政策調査課政策法務班 | 副主幹      | 磯崎香織 |

# 総務企画委員会次第

日時：平成27年5月15日（金）本会議休憩中

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 総務部・企画振興部関係

### (1) 付託案件の審査

第 3号報告 平成26年度大分県一般会計補正予算（第6号）  
（本委員会関係部分）

第 4号報告 大分県税条例等の一部改正について

### (2) その他

## 3 協議事項

### (1) 閉会中の継続調査について

### (2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**嶋委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

昨日、総務企画委員会の委員長を仰せつかりました嶋幸一でございます。

本日は、初めての委員会ではありますが、本会議休憩中の委員会ということで、時間も押し迫っておりますので、挨拶や自己紹介は、次回の委員会で行いたいと思います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました報告2件であります。

この際、付託案件を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第3号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**島田総務部長** 第3号報告平成26年度大分県一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入全般と総務部関係の歳出についてご説明申し上げます。

お手元の大分県議会臨時会議案という冊子の3ページをお開きください。

今回の補正は、県税が3月補正時点での見込みを上回ったことによる増や、地方交付税、退職手当の確定などを受けまして、地方自治法第179条第1項に基づき、専決処分を3月31日付でさせていただいたものです。

次の4ページをお開きください。第1条にありますとおり、今回補正した額は、10億6,883万2千円の増額です。この結果、平成26年度の一般会計予算額は、最終的に5,705億7,490万8千円となります。

その主な内容ではありますが、次の5ページをごらんください。

まず歳入です。第1款県税では、右から2列目補正額の欄にあるとおり、総額で9億円の増額です。これは、円安に伴う輸入額の増加や物価上昇などにより地方消費税が増収となったほか、個人県民税では、特別徴収制度の推進などにより、また、法人二税では企業業績の回復により増収となったことなどが要因であり、第1項県民税では、7,141万6千円、第2項事業税5,459万4千円、第3項地方消費税7億4,172万7千円をそれぞれ増額するなど、所要の補正を行ったものです。

この結果、県税の累計額は右端の計欄のとおり1,085億円となっておりまして、最終予算ベースでは、前年度の25年度に比べ47億5千万円の増となっております。

次の6ページであります。下から3行目の第5款地方交付税の4億3,523万3千円の増については、本年3月に補正した火山活動降灰対策経費なども含めまして、特別交付税が確定したことによるものです。

7ページをごらんください。第15款県債は、3億3,600万円の減額であります。これは、公債費の将来負担を軽減するために、交付税措置のない県債の一部について発行を抑制したことによるものです。

歳入は以上でございますが、次に、総務部関係の歳出について、次の8ページをお開きください。

1番上の第2款総務費第1項総務管理費2億1,427万円の減額は、知事部局職員の退職手当額の確定によるものであります。

次の9ページの第13款諸支出金第1項積立金については、今後の県有施設の計画的な保全に備え、県有施設整備基金に20億円を積み立てるものであります。

また、その下の第14款予備費につきましては、企画振興部の予備費を含めまして、訴訟に係る弁護士着手料など、執行の実績を踏まえて減額したものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**嶋委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

**嶋委員長** 別にご質疑等もないので、これより、採決いたします。

本報告のうち本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**嶋委員長** ご異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、第4号報告大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**安部税務課長** お手元の説明資料の1ページをお開き願います。大分県税条例等の一部を改正する条例の概要でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に可決成立し、同日公布されましたが、当該法律中に同年4月1日から施行される規定があることから、専決処分により、当該規定に係る大分県税条例の一部を改正したので報告します。

1の法人事業税についてですが、法人実効税率引き下げに伴い、所得割の税率を引き上げるとともに、それによる減収分の代替財源のため、資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税、中ほどの図の網掛け部分の付加価値割、資本割の部分でございますが、これを2年間で現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大するものであります。

なお、1番下の表のとおり、税率は2段階に分けての改正となるため、27年4月1日から適用となる分を今回の専決で改正させていただき、28年4月1日から適用となる分につきましては、第2回定例会に上程させていただき予定といたしております。

次のページをお開きください。2の自動車取得税につきましては、エコカー減税の対象となる自動車の燃費基準を平成27年度燃費基準から平成32年度燃費基準へ置きかえるなどの改正を行い、2年間延長するものです。

次の3の不動産取得税についてですが、住宅及び土地に係る税率については、4%から3%へ軽減される特例措置が設けられております。これを3年延長するものでございます。

次に4の地方消費税でございますが、消費税率10%への引き上げ時期について、このうち地方消費税は2.2%となりますが、地方税法の改正に合わせ、現行の27年10月1日から29年4月1日に変更するものでございます。

次に5の個人県民税についてですが、(1)の住宅ローン減税措置につきましては、消費税引き上げに伴い、減税の拡充措置がなされているところですが、消費税率の10%引き上げ時期の変更に伴い、減税措置の対象期間を1年半延長するものです。

また、(2)は、ふるさと納税の推進を図るため、現行、住民税所得割額の1割としている控除額の上限を2割に拡大するとともに、これまで住民税から控除を受けるためには、

確定申告が必要でありましたが、寄附先自治体から寄附地の市町村に通知をすることによって、確定申告しなくても自動的に翌年度の住民税から控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例を創設するものです。

次に6の狩猟税でございますが、有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、市町村が任命する対象鳥獣捕獲員や鳥獣保護法の改正により新たに設けられました認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟税の非課税化などの軽減措置を30年度まで実施するものでございます。

以上の改正についての施行期日ですが、原則として平成27年4月1日となっております。なお、これ以外の大分県税条例の改正案につきましては、改めて第2回定例会においてご審議をいただく予定としております。以上でございます。

**嶋委員長** 以上で、説明は終わりました。これより、質疑に入ります。

**藤田委員** 法人事業税の関係で外形標準課税の拡大、対象となる県内企業は何社くらいあるのか。それと最新の決算で赤字の企業が何社あって、仮にこれが引き上がった場合に、いくらくらい負担が増になるのか、試算がもしあれば教えてください。

**安部税務課長** 県内の外形標準課税対象法人は、約1,250社でございます。赤字法人ですが、26年度のデータで見たときに、所得割を申告する法人が、1,250社のうちの1,100社くらいございますので、そこは利益が出ているということでございます。

**藤田委員** 対象法人が26年度決算でいうと150社くらいということですね。データの的には、そこまで試算はしていないと思うので、それは別途こちらで調べさせていただきます。

**嶋委員長** ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

**嶋委員長** ほかにご質疑等もないので、これより、採決いたします。

本報告は、原案のとおり承認すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**嶋委員長** ご異議がないので、本報告は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**嶋委員長** 別にないようですので、これをもちまして、審査を終わります。

執行部はご苦労さまでした。

〔執行部退室〕

**嶋委員長** 次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**嶋委員長** ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、これをもちまして委員会を終わります。